

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

昭和三十八年八月鳥取県告示第四百六十号の
 廃止
 肥料の登録
 米飯提供業者の登録
 医療機関の指定
 指定医療機関の廃止の届出
 保険医療機関等の指定
 肝てつ検査等の実施

告示

鳥取県告示第九十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法

（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 気高郡青谷町大字井手字下タケ谷三七九ノ二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 魚つき

三 解除の理由
 道路敷地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦観に供する。）

鳥取県告示第九十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
 たから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年三月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市宇芸才寺三五八三ノ一(次の図に示す部分に限る。)三五八三ノ二

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百号

土地改良事業補助金交付規程(昭和三十四年八月鳥取)

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三四二号	大栄水稲一号 複合肥料	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 水溶性加里	東伯郡大栄町字瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正

鳥取県告示第百一十号
鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年三月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

第三四三号	甘藷複合	全窒素 アンモニア性窒素 全りん酸 内く溶性りん酸 内水溶性りん酸 全加里 内水溶性加里	倉吉市国分寺三〇二 社 農業協同組合 組合長理事 敷 中 政 雄
第三四四号	組合苗代複合	アンモニア性窒素 可溶性りん酸 水溶性加里	倉吉市国分寺三〇二 社 農業協同組合 組合長理事 敷 中 政 雄

鳥取県告示第百二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十八年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

五〇二 三八、二、一八 岡崎 清 鳥取県職員組合 倉吉市仲之町七三六 住所に同じ

中部事業所事業部

鳥取県告示第百三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者

の登録をした。

昭和三十八年三月十二日

登録番号	登録年月日	氏名	住居	鳥取県知事	石破	二朗	営業所の所在地
五〇三	三八、三、一	松下ふみえ	倉吉市新町一丁目二、四四九	石	破	二朗	住所に同じ
五〇四	"	数本 国夫	新町三丁目	"	"	"	"
五〇五	"	山根 峰子	上井一丁目一〇ノ一八	"	"	"	"
五〇六	"	村上かほる	魚町二、五五〇	"	"	"	"
五〇七	"	石原 節子	瀬崎町二、七四六ノ一	"	"	"	"
五〇八	"	森田つるの	上井町一丁目九ノ一〇	"	"	"	"
五〇九	"	丹波 ぬい	新町三丁目二、三三六	"	"	"	"
五一〇	"	柴田 澄子	宮川町一五九ノ五二	"	"	"	"
五一一	"	藪田 操	大正町一、〇七五ノ二四	"	"	"	"
五一二	"	宮川きよ子	新町一丁目二、三七四ノ一	"	"	"	"
五一三	"	津田 操	越中町二、一三七	"	"	"	"
五一四	"	松原 明男	明治町	"	"	"	"

鳥取県告示第四百号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法

施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年三月十二日

指定年月日	名称	所在地	鳥取県知事	石破	二朗	開設者名
昭和三十七年十一月一日	伊王野医院	鳥取県東伯郡泊村大字園六七三	石	破	二朗	伊王野 葎
十二月一日	岩本診療所	鳥取県西伯郡名和町大字御来屋二〇八	石	破	二朗	岩本 滋弥

鳥取県告示第百五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年三月十二日

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
伊王野医院	鳥取県東伯郡泊村大字園六七三	内科、小児科、眼科	開設者変更のため	昭和三十七年十月三十一日
岩本診療所	西伯郡名和町大字御来屋	内科、皮膚性病科	開設者病気のため	十一月三十日

鳥取県告示第百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬

局を指定したので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十八年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗
名 称 所在地 診療科名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数
表鳥取博愛病 院鳥取市瓦町九 内科、外科、小児科、呼吸器科、 玉城 秀男 昭和三十八年二月一日 乙の二
循環器科、胃腸科、放射線科

鳥取県告示第七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査（及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症予防のため
二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。
四 実施期日 別表のとおり
五 注射、検査及び投薬の方法
検査……皮内注射反応、虫卵検査
投薬……ピチノール製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
三月 十四日	八頭郡那家町大御門	同上検査場
三月 十五日	国中	

十八日	船岡町隼区	散岐区
十九日	那家町那家区	八上区
二十日	河原町国英区	西郷区
二十五日	河原町国英区	船岡町大伊区
二十六日		

別表 肝てつ

実施期日 実施区域 実施場所

三月 十六日	倉吉市旧倉吉、西郷、上井地区	三明寺、西郷農協、上井農協
十八日	旧灘手地区	津原農協、上神
十九日	赤碓町旧赤碓地区旧	上北条農協、家畜診療所、米里
十九日	三朝町旧三徳、三朝地区	家畜市場、別所
二十日	倉吉市旧社地区	片柴、横手
二十日	旧上小鴨、小鴨地区	中田、広瀬、小鴨農協
二十日	旧北谷地区	森、農協
二十二日	大栄町旧由良地区	大谷、別所
二十二日	東伯町旧浦安地区	金屋、東伯家畜市場
二十二日	倉吉市旧高城地区	大立、服部、下福田、下米積

